

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画黒崎駅前地区地区計画を次のように変更する。

名 称	黒崎駅前地区地区計画	
位 置	北九州市八幡西区黒崎一丁目、黒崎三丁目、大字熊手及び大字藤田地内	
面 積	約5.9ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、北九州市の西部に位置し、JR、筑豊電鉄、バスなどの交通の結節点であり、周辺地域から学生・就業者・買い物客など様々な人々が訪れ、商業・業務を中心とした都市機能が集積する本市の副都心として位置づけられた地区である。</p> <p>また、都市計画マスタープランでは、「都市圏西部の広域の核として、都市機能の充実、強化と質の高い都市環境の形成を図っていく」こととしている。</p> <p>このため、副都心の玄関口である黒崎駅前において、安全・安心で魅力あるまちづくりを実現し、副都心としてふさわしい風格のある街並を形成することを目標とする。</p>	
び 区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	土地利用の方針	黒崎副都心の玄関口としてふさわしい、商業機能が集積した潤いのある都市空間の形成を図る。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標、土地利用の方針に基づいた良好な市街地環境の形成及び保全を図るため、建築物等の用途の制限を行う。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)(以下「風営法」という。)第2条第1項第4号及び第5号に掲げる営業の用に供する建築物 ただし、各階において、その階の床面積に対し、風営法第2条第1項第5号に掲げる営業の用に供する部分の床面積の占める割合が2分の1を超えない建築物は除く 2 風営法第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物 3 風営法第2条第9項の店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：平成20年7月2日告示 第275号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

